

2020年5月29日

各位

株式会社 オウケイウェイヴ  
代表取締役社長 福田道夫  
(コード番号:3808 名証セントレックス)  
問い合わせ先 取締役 野崎正徳  
電話番号 03-6841-7672

### 第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付、リファイナンス）並びに第19回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第20回新株予約権（行使価額修正条項付、リファイナンス）の発行等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年4月15日に第三者割当により発行した株式会社オウケイウェイヴ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第2回新株予約権付社債」といいます。）の残額（2,658,314,000円）及び株式会社オウケイウェイヴ第16回新株予約権（第三者割当て）（以下「第16回新株予約権」といいます。）未行使分4,000個のそれぞれ全てにつき買入れ及び消却を行うこと、並びに第三者割当により株式会社オウケイウェイヴ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）並びに株式会社オウケイウェイヴ第19回新株予約権（第三者割当て）（以下「第19回新株予約権」といいます。）及び株式会社オウケイウェイヴ第20回新株予約権（第三者割当て）（以下「第20回新株予約権」といいます。）を発行すること（以下、本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といい、第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の買入消却、並びに本第三者割当を総称して「本リファイナンス」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本リファイナンスにおいて、本新株予約権付社債及び第20回新株予約権の払込資金は既存の第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の買入資金と相殺して決済されるため、この点において、本リファイナンスは既存の証券の実質的な設計・条件の変更という側面を有しています。一方で、第19回新株予約権は純粋な新規発行証券であり、この点においては、本リファイナンスは新たな資金調達という側面も有しています。

#### 記

#### I 第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の買入消却について

##### 1. 買入消却を行う理由

当社は、2018年10月15日付「Palantir Technologies Inc. 株式の一部取得及び子会社（孫会社）の異動並びに第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第15回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「2018年10月15日付開示」といいます。）に記載のとおり、CVI Investments, Inc.（以下「CVI」といいます。）を割当先

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

とする第三者割当により、2018年11月9日に第1回新株予約権付社債を、また、2018年10月31日に第15回新株予約権をそれぞれ発行しました。また、2019年3月28日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関するお知らせ」（以下「2019年3月28日付開示」といいます。）に記載のとおり、当社の株価水準の低下による上記第1回新株予約権付社債の償還義務の発生及び第15回新株予約権の行使が進まないリスクに対応するため、これらの買入れ及び消却を行うとともに、同じくCVIを割当先とし、当時の株価水準に価額設定を変更した第三者割当により、2019年4月15日に、既存の証券の転換価額及び行使価額等の条件を当時の株価水準に沿って変更した第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権をそれぞれ発行（以下「前回リファイナンス」といいます。）しました。

2018年10月15日付開示の直前営業日終値は2,915円であったところ、2019年3月28日付開示の直前営業日の終値は1,712円であったため、当社及びCVIは、第2回新株予約権付社債の下限転換価額及び第16回新株予約権の下限行使価額をそれぞれ2019年3月28日付開示の直前営業日の終値の50%（856円）と設定いたしました。しかし、第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権のそれぞれの割当日後、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）における当社普通株式の株価は2019年12月頃からさらに下落傾向が続き、当社がビート・ホールディングス・リミテッド（以下、「ビート社」といいます。）株式の投資有価証券評価損の発生及び第2四半期業績を公表した後の2020年2月17日以降は、第2回新株予約権付社債の下限転換価額及び第16回新株予約権の下限行使価額を下回る水準となりました。そのため、2019年3月28日付開示「Ⅱ 第三者割当による第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行について 2. 募集の目的及び理由 (2) 本リファイナンスを選択した理由 <第2回新株予約権付社債の概要> (ii) デメリット (イ) リファイナンス対応が再度必要となる可能性」及び同「<第16回新株予約権の概要> (ii) デメリット (イ) 株価低迷時に、権利行使がなされない可能性」に記載の、第2回新株予約権付社債の償還義務が発生するリスク及び第16回新株予約権の行使が進まないリスクが高まりました。このため、当社では、2020年4月14日付「第2回新株予約権付社債に係る強制償還義務の履行の猶予に関するお知らせ」（以下「2020年4月14日付開示」といいます。）「1. 経緯」に記載のとおり、CVIとの間で、2019年12月頃から第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権について再度のリファイナンスを含む資金調達の検討及び協議を行いました。第2回新株予約権付社債の償還義務が発生する2020年4月15日までに当該資金調達を実施するに至らなかったため、第2回新株予約権付社債の償還に係る上記のリスクが顕在化いたしました。具体的には、現在、第2回新株予約権付社債総額2,749,980,000円のうち、残額2,658,314,000円について未だ当社普通株式への転換は行われていませんが、2020年4月14日付開示「1. 経緯」に記載のとおり、転換価額の第2回目の修正日である2020年4月15日の修正後の転換価額がその下限転換価額を下回り、当社に、第2回新株予約権付社債の総額の6分の1に相当する額（458,330,000円）を508,746,300円で償還する義務が生じる見通しとなりました。

そこで当社は、2020年4月8日付でCVIとの間にかかる償還義務の履行を2020年6月3日まで猶予することについて合意し、2020年4月14日にかかる合意が有効となりました。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(以下「本件債務履行猶予」といいます。)

その後も当社は CVI との間で、第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権について再度のリファイナンスを含む資金調達の見直し及び協議を行いました。2020 年 5 月 18 日付「第 2 回新株予約権付社債に係る強制償還義務の履行の猶予の延長に関するお知らせ」(以下「2020 年 5 月 18 日付開示」といいます。)  
「1. 経緯」に記載のとおり、本件債務履行猶予に係る償還猶予期限の 2020 年 6 月 3 日までにリファイナンスの準備を完了することが実務的に難しく、2020 年 5 月 18 日付で CVI との間でかかる償還義務の履行を更に 2020 年 6 月 15 日まで猶予することについて合意しました(以下「本件債務履行再猶予」といいます。)  
しかし、償還義務自体が消滅したわけではなく、償還義務の履行が 2020 年 6 月 15 日まで猶予されたに過ぎません。また、第 16 回新株予約権についても、現在、4,000 個全てについて未行使という状況ですが、現在の株価水準(2020 年 5 月 28 日までの 1 か月平均株価(終値)440 円、2020 年 5 月 28 日終値 482 円)では、今後も第 16 回新株予約権の権利行使がされず、当初予定していた資金調達ができない可能性があります。

当社といたしましては、第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の発行により調達した資金は、下記「II 第三者割当による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行について 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途 ②前回リファイナンスの資金用途と充当状況」に記載のとおり充当を進めており、また当社の現在の財務状況について、2020 年 3 月 31 日時点では連結貸借対照表の現金及び預金が 1,038 百万円であり今後の当社グループの運転資金として必要な額であることや、子会社である株式会社 LastRoots (以下「LastRoots 社」といいます。)の事業性質上当面はキャッシュ・フローベースでマイナスが続く見通しであること等から、本件債務履行猶予及び本件債務履行再猶予により猶予された債務を含め、今後も 6 か月ごとに発生することとなる第 2 回新株予約権付社債の総額の 6 分の 1 に相当する額(458,330,000 円)の 508,746,300 円での償還を約定通り行っていくことは困難です。そのため、当社は、第 2 回新株予約権付社債について、負債の資本への転換を促進する必要があると判断しました。また、第 16 回新株予約権についても、そのリストラクチャリングにより発行する第 20 回新株予約権に加えて、新たに発行する第 19 回新株予約権の早期行使によって事業成長資金の獲得を行う必要があると判断いたしました。以上の理由で、当社は、2020 年 4 月 14 日付開示「1. 経緯」及び 2020 年 5 月 18 日付開示「1. 経緯」に記載のとおり、CVI との間で、本件債務履行猶予及び本件債務履行再猶予後も引き続き、リファイナンス対応を行うことに関する交渉を進めてまいりました。

その結果、当社は、CVI に対して、本第三者割当により調達した資金により、CVI が保有する第 2 回新株予約権付社債の残額 2,658,314,000 円の全て及び CVI が保有する第 16 回新株予約権の未行使分 4,000 個の全てにつきそれぞれ発行価額で買入れを行うことについて合意するとともに、買入後直ちに第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の全てを消却することといたしました。

## 2. 買入消却の内容

### (1) 第 2 回新株予約権付社債の買入消却

(1) 銘柄	株式会社オウケイウェイヴ第 2 回無担保転換社債型新株予約権
--------	--------------------------------

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
(2) 買入日	2020年6月15日
(3) 買入金額	額面金額100円につき金100円（総額2,658,314,000円）
(4) 買入資金	本第三者割当による調達資金
(5) 消却日	2020年6月15日
(6) 消却額面総額	2,658,314,000円
(7) 消却後残存額面金額	0円

(2) 第16回新株予約権の買入消却

(1) 銘柄	株式会社オウケイウェイヴ第16回新株予約権（第三者割当て）
(2) 買入日	2020年6月15日
(3) 買入個数・金額	第16回新株予約権4,000個 1個につき金1,362円（総額5,448,000円）
(4) 買入資金	本第三者割当による調達資金
(5) 消却日	2020年6月16日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0個

3. 今後の見通し

本件により当社の連結業績に与える影響はありません。

(ご参考)

・第2回新株予約権付社債の概要

(1) 発行日	2019年4月15日
(2) 発行総額	2,749,980,000円
(3) 本日現在の未償還残高	2,658,314,000円
(4) 利率	第2回新株予約権付社債に係る社債には利息を付さない
(5) 償還期限	2022年5月2日
(6) 割当先	CVI Investments, Inc.
(7) 転換価額及びその修正条件	当初転換価額1,712円  2019年10月15日、2020年4月15日、2020年10月15日、2021年4月15日、2021年10月15日及び2022年4月15日（以下、個別に又は総称して「第2回新株予約権付社債修正日」といいます。）において、当該第2回新株予約権付社債修正日に先立つ10連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「第2回新株予約権付社債修正日価額」といいます。）が、当該第2回新株予約権付社債修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該第

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	2 回新株予約権付社債修正日以降、当該第 2 回新株予約権付社債修正日価額に修正されます。但し、第 2 回新株予約権付社債修正日にかかる修正後の転換価額が第 2 回新株予約権付社債の下限転換価額 (856 円) を下回ることとなる場合には転換価額は当該下限転換価額 (856 円) とします。
--	--

・ 第 16 回新株予約権の概要

(1) 発行日	2019 年 4 月 15 日
(2) 発行新株予約権数	4,000 個
(3) 発行価額	第 16 回新株予約権 1 個当たり 1,362 円(総額 5,448,000 円)
(4) 本日現在の未行使分	4,000 個
(5) 行使期限	2022 年 4 月 22 日
(6) 割当先	CVI Investments, Inc.
(7) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1,712 円  2019 年 10 月 15 日、2020 年 4 月 15 日、2020 年 10 月 15 日、2021 年 4 月 15 日、2021 年 10 月 15 日及び 2022 年 4 月 15 日 (以下、個別に又は総称して「第 16 回新株予約権修正日」といいます。)において、当該第 16 回新株予約権修正日に先立つ 10 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、第 16 回新株予約権修正日にかかる修正後の行使価額が上限行使価額 (2,568 円) を上回る場合とは行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額 (856 円) を下回る場合とは行使価額は下限行使価額とします。

※ 第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権に関する詳細につきましては、2019 年 3 月 28 日付開示をご覧ください。

II 第三者割当による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行について

1. 発行の概要

<本新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2020 年 6 月 15 日
(2) 新株予約権の総数	35 個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：金 75,951,828 円 (各社債の額面金額 100 円につき金 100 円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	6,125,140 株 上限転換価額は 2021 年 6 月 15 日までは 603 円、2021

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>年6月16日以降2022年6月15日までは723円、2022年6月16日以降は964円となります。</p> <p>上記潜在株式数は、当初転換価額で転換された場合における最大交付株式数です。</p> <p>下限転換価額は241円ですが、下限転換価額における潜在株式数は11,030,320株です。</p>
(5) 調達資金の額	2,658,313,980円
(6) 転換価額及びその修正条件	<p>当初転換価額434円</p> <p>転換価額は、2020年8月3日を初回の修正日とし、その後2023年5月までの毎月1日及び2023年6月15日（以下、個別に又は総称して「CB修正日」といいます。）において、当該CB修正日に先立つ10連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「CB修正日価額」といいます。）が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正されます。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期日	<p>利率：本社債には利息を付さない</p> <p>償還期日：2023年6月22日</p>
(10) 償還価額	額面100円につき100円
(11) 譲渡制限及び転換数量制限の内容	<p>当社は、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第36条第1項及び同取扱い18(1)乃至(5)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、当社がCVIとの間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する予定の本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において、本新株予約権付社債につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換又は第19回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株式数が2020年6月15日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換又は第19回新株予約権の行使（以下「制限超過転換・行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限</p>

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>超過転換・行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び第 19 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該転換又は行使が制限超過転換・行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権付社債又は第 19 回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過転換・行使の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(12) そ の 他	<p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、新株発行等の事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当該新株発行等における払込金額等が、調整後の転換価額の適用開始日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額等と同額（但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額）に調整します。</p> <p>本買取契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>(1) CVI への割当を予定する本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</li> <li>② 本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと</li> <li>③ 当社株式が上場廃止となっていないこと</li> <li>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</li> <li>⑤ 当社が CVI に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</li> <li>⑥ 当社が、本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行につき、CVI が合理的に満足する形式及び内容のプレスリリースを公表していること</li> </ul> <p>(2) 各 CB 修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「(12) その他」において同じ。）において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、当該 CB 修正日における CB 修正日価額が下限転換価額を上回ることを条件として、CVI は、本社債のうち、本社債の総額の 35 分の 1 に相当する額及び本繰延分（下記（5）に定義する。以下、本「(12)</p>

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>その他」において同じ。) (但し、本社債の総額の 35 分の 3 を上限とし、これを超える本繰延分は自動的に次の CB 修正日に繰り延べられる。) の合計額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分 (以下「本対象部分」という。) を、当社普通株式に転換するものとする。なお、最終の CB 修正日 (2023 年 6 月 15 日) において、上記 (1) ③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、当該 CB 修正日における CB 修正日価額が下限転換価額を上回ることを条件として、CVI は、本繰延分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとする。</p> <p>(3) 各 CB 修正日において、当該 CB 修正日における CB 修正日価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額 100 円につき 111 円で償還しなければならない。</p> <p>(4) 各 CB 修正日において上記 (1) ③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、当該 CB 修正日における CB 修正日価額が下限転換価額を上回ることを条件として、当社は、CVI に対して 10 日前までに書面により通知することにより、当該 CB 修正日において、本社債のうち本対象部分を、各社債の金額 100 円につき 111 円で償還することができる。この場合、当該 CB 修正日において上記 (2) の転換は行われぬ。</p> <p>(5) 上記 (2) 乃至 (4) にかかわらず、CVI は、各 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、上記 (2) 乃至 (4) に基づき当該 CB 修正日において転換又は償還すべき社債の全部又は一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる (繰り延べられた社債を「本繰延分」という。)</p> <p>(6) 本新株予約権付社債の譲渡 (但し、CVI における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch (100 North Tryon Street Charlotte, North Carolina 28255、Brian Moynihan (Chairman &amp; CEO))、J.P. Morgan (383 Madison Avenue, New York, NY 10179-0001、Jamie Dimon (Chairman &amp; CEO)) 及び Goldman Sachs &amp; Co. (200 West Street, New York, NY 10282、David M. Solomon (Chairman &amp; CEO))) 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。) には、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、CVI の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載して</p>
--	---

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>おりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>なお、本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
--	--

< 第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権発行の概要 >

(1) 割 当 日	2020 年 6 月 15 日
(2) 発行新株予約権数	18,000 個 第 19 回新株予約権：10,000 個 第 20 回新株予約権：8,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 4,282,000 円 第 19 回新株予約権：3,330,000 円（第 19 回新株予約権 1 個当たり 333 円） 第 20 回新株予約権：952,000 円（第 20 回新株予約権 1 個当たり 119 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：合計 1,800,000 株 第 19 回新株予約権：1,000,000 株 第 20 回新株予約権：800,000 株 第 20 回新株予約権の上限行使価額は 482 円です。第 19 回新株予約権については、上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも 241 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は上記記載の数字から変動しません。
(5) 調達資金の額	823,882,000 円 (内訳) 新株予約権の発行分 4,282,000 円 第 19 回新株予約権 3,330,000 円 第 20 回新株予約権 952,000 円 新株予約権の行使分 819,600,000 円 (注) 第 19 回新株予約権 434,000,000 円 第 20 回新株予約権 385,600,000 円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第 19 回新株予約権：当初行使価額 434 円 第 19 回新株予約権の行使価額は、2020 年 6 月 16 日を初回の修正日とし、その後毎週火曜日（以下、個別に又は総称して「第 19 回ワラント修正日」といいます。）において、当該第 19 回ワラント修正日に先立つ 10 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「第 19 回ワラント修正日価額」といいます。）が、当該第 19 回ワラント修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該第 19 回ワラント修正日以降、当該第 19 回ワラント修正日価額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とし

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>ます。</p> <p>第 20 回新株予約権：当初行使価額 482 円 第 20 回新株予約権の行使価額は、2020 年 12 月 15 日、2021 年 6 月 15 日、2021 年 12 月 15 日、2022 年 6 月 15 日、2022 年 12 月 15 日、2023 年 6 月 15 日、2023 年 12 月 15 日及び 2024 年 6 月 17 日（以下、個別に又は総称して「第 20 回ワラント修正日」といいます。）において、当該第 20 回ワラント修正日に先立つ 20 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、当該第 20 回ワラント修正日にかかる修正後の行使価額が上限行使価額を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 行使請求期間	<p>第 19 回新株予約権：2020 年 6 月 16 日～2021 年 3 月 15 日 第 20 回新株予約権：2020 年 6 月 16 日～2024 年 6 月 17 日</p>
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(10) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 36 条第 1 項及び同取扱い 18(1)乃至(5)の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、第 19 回新株予約権につき、上記「&lt;本新株予約権付社債発行の概要&gt; (11) 譲渡制限及び転換数量制限の内容」に記載の行使数量制限が定められる予定です。</p>
(11) その他	<p>当社は、第 20 回新株予約権の発行後、新株発行等の事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額等が、調整後の行使価額の適用開始日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額等と同額（但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額）に調整します。</p> <p>(1)本買取契約において、CVI への割当を予定する第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行については、下記事項を満たしていることが定められています。</p> <p>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p>

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>② 本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと</p> <p>③ 当社株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤ 当社が CVI に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>⑥ 当社が、本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行につき、CVI が合理的に満足する形式及び内容のプレスリリースを公表していること</p> <p>(2) なお、本買取契約において、第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の譲渡（但し、CVI における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs &amp; Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされています。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、CVI の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>なお、第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
--	--

(注) 第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の行使分の金額は、それぞれの当初行使価額で全ての第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合並びに当社が取得した第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

上記「I 第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の買入消却について 1. 買入消却を行う理由」に記載のとおり、現状の当社の財務状況に照らした場合、本件債務履行再猶予の期限である 2020 年 6 月 15 日までに、第 2 回新株予約権付社債の総額の 6 分の 1 に当たる金額 (458,330,000 円) につき、現金 508,746,300 円で償還を行うことは、当社の 2020 年 6 月期第 3 四半期の連結業績、財政状態が厳しい状況であり、当社単体の現金残高は 206 百万円であること、また当社グループの今後の収支計画上、困難であります。その要

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

因としては、過去2回の CVI のファイナンスで調達した資金のうち 350 百万円を充当し子会社化して展開を予定していた当社と LastRoots 社による連携事業において、LastRoots 社の仮想通貨交換業の登録が想定より長引いたことや、同様に 2,800 百万円を Palantir Technologies Inc. 株式の取得及びその初期取扱費用に充当した情報セキュリティ事業、1,460 百万円で株式取得したビート社からの開発受託等による収益化が仮想通貨市場の下落などの影響により遅延しているためであります。しかしながら、LastRoots 社の仮想通貨交換業と情報セキュリティ事業については本項目に後述の、当社が掲げている感謝経済(※)の取り組みの中で、ソリューション事業との連携も含めて、今後具体的に収益化を図ってまいります。ビート社からの開発受託も 2021 年 6 月期に追加の委託契約を予定しております。一方、現状の当社普通株式の株価水準に照らせば割当先である CVI による第 16 回新株予約権の行使が進まない可能性もあります。かかるリスクが顕在化した場合、償還義務の不履行によるデフォルトその他当社の財務運営に係る重大な問題が生じると考えております。

かかる観点から、第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の割当先である CVI と協議・交渉を重ね、当社の現在の株価実勢に合った転換価額・行使価額での新株予約権付社債・新株予約権に組み替えることにより、喫緊の課題である第 2 回新株予約権付社債に係る償還義務の不履行(デフォルト)の回避及び円滑な新株予約権の行使を実現するとともに、速やかな資金調達を目的とした新株予約権(第 19 回新株予約権)の発行により当社の成長戦略に必要な資金を確保することが、当社にとって最良の手段であるとの結論に達しました。

当社は、第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権をリファイナンスするとともに、本第三者割当による調達資金の一部は、当社サービス機能強化等のシステム構築と運営資金にも充当いたします。

当社は、「感謝」にまつわる言動を目に見える形にし、評価される仕組みを提供することで、感謝を伝える人、感謝をもらう人、これらの人々が住む社会にとっても有益な世界の創造を目指しています。人々は日々「感謝」を表現してきましたが、今までの資本経済の中では貨幣やモノを、感謝を生み出した源に届けることがままなりません。しかし技術の進歩により、誰が感謝の源であり、それがどのような評価を受けているか、などがきちんと記録され、安心してやり取りができるようになってきました。合わせて、感謝と共に形あるトークンが渡されることで、気持ちとモノを同時にやり取りすることもできます。

このコンセプトを柱に、当社が保有している感謝のやり取りと形あるトークンのやり取りを合わせて増やすことができる技術とサービスをソリューション事業およびフィンテック事業にも展開し、収益拡大を目指します。すでに当社は、感謝のやり取りを増やすことで、形あるトークンのやり取りも合わせて増やすことができる技術とサービスを保有しています。

ソリューション事業は、従来よりコンシューマー向けの Q&A サービスと大企業向け中心の月額サービス利用料を主とするサブスクリプションモデルを展開していますが、感謝経済プラットフォームにコンシューマー及び企業のそれぞれが参加することで接点生まれ、企業は製品やサービスの訴求、企業のブランド価値の向上を図ることができるとともに、コンシューマーは日常生活の中で企業とのコミュニケーションを図りながら自然とトークンが蓄積し活用できるようになります。フィンテック事業は、ソリューション事業における

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

トークン利用のためのシステム及びセキュリティ面の技術的下支えを行うとともに、感謝経済プラットフォームと LastRoots 社が運営する仮想通貨取引所サービスで取り扱う仮想通貨とを将来的に連携していくことで、ユーザーの利便性を高め、プラットフォーム利用者の拡大につなげていく構想で、従来の企業向けシステム導入のほかに、トークン流通量に応じた手数料等のトランザクションモデルを新たに展開してまいります。サービス機能強化等のシステム構築と運営資金の詳細につきましては、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途 ③本第三者割当の資金用途」をご参照ください。なお、本リファイナンスの希薄化率(議決権ベース)は前回第三者割当 40.23%(第2回新株予約権付社債が全て下限転換価額(856円)で転換されたと仮定した場合の最大値)と比べて 140.56%(第3回新株予約権付社債が全て下限転換価額(241円)で転換されたと仮定した場合の最大値)と拡大いたしますが、本リファイナンスを行わない場合には第2回新株予約権付社債に係る償還義務の不履行(デフォルト)により当社の現在のキャッシュ状況では償還するだけの手元資金確保ができないため事業継続が困難になるおそれがあることや、今後の株式価値の向上のために必要となる当社事業成長のための資金が不足することから、かえって当社の株式価値を毀損してしまう可能性が高いと考えたことから、取締役会での議論も踏まえて、本リファイナンスは、当社が現時点で採り得る最善の手段であると当社は考えております。

(※) 感謝経済は世の中を感謝であふれる社会にし、感謝されている人が報われる社会を目指し当社の AI・ブロックチェーン技術により構築した経済圏です。

#### <当社元代表取締役社長の当社株式の取引について>

本リファイナンスの協議が断続的に行われていた期間に、当社前代表取締役社長である松田元による当社株式の取引がありました。2020年4月14日付「当社代表取締役による当社株式の取引に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、松田氏は、2020年3月11日及び3月17日付変更報告書にて報告のとおり、2月中旬から3月上旬にかけて、保有していた当社株式 1,310,000 株のうち合計 359,300 株を売却しております。当社としましては、同氏には不当に利得を得る目的はなかったものと認識しておりますが、松田氏の売却及び社内における当該売却の承認に至った経緯の把握と原因の究明を目的として、社外専門家より意見書を取得いたしました。意見書の内容は、松田氏の当社株式の売却の経緯や取引内容、これに関する法令適合性の検討、当社の課題等となっておりますが、詳細は2020年5月20日付「(開示事項の経過) 当社元代表取締役による当社株式の取引における意見書取得のお知らせ」をご参照ください。当社としては、意見書に基づき法令上の大きな問題はなかったと認識しており、本リファイナンスを実施することといたしました。しかしながら、当社のガバナンス強化は必要であり、2020年5月15日開催の取締役会において社内規程の改訂を決議し、今後の厳格な運用を行ってまいります。

#### (2) 本リファイナンスを選択した理由

本リファイナンスに関しては、2019年12月から CVI との協議を始めておりますが、今回で2回目のリファイナンスであり、これを行わない場合には第2回新株予約権付社債に係る償還義務の不履行(デフォルト)により当社の現在のキャッシュ状況では償還するだけの手

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

元資金確保ができないため事業継続が困難になるおそれがあること等により、第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権について前回リファイナンス以上に当社にとって厳しい条件での協議が不可欠でした。特に、本新株予約権付社債については、下記〈本新株予約権付社債の概要〉に記載のとおり、1か月毎に転換価額が修正されますが、かかる修正にあたっては上限転換価額が設定されており、これにより株式価値の希薄化が促進されるおそれがあります。当社としても、この点を軽視するわけではありませんが、本リファイナンスは、上記のとおり2回目のリファイナンスであって、CVIとしても許容できるリスクに限度があること、新株予約権付社債の転換をさらに促進する必要があること、また、当社の今後の企業価値の向上に即した段階的な上限転換価額が設定されていること等を踏まえると、第2回新株予約権付社債に係る償還義務の不履行（デフォルト）を避けるためには、上限転換価額の設定を含む今回の設計について受け入れることもやむを得ないと判断いたしました。また今後の株式価値の向上のために必要となる当社事業成長のための資金が不足するという背景もあり、CVIの提案もリファイナンスと合わせての第19回新株予約権の発行を前提としたものであったことから、取締役会の議論も踏まえて、本リファイナンスが当社が現時点で採り得る最善の手段であると当社は考えております。

以上の理由並びに「I. 第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の買入消却について 1. 買入消却を行う理由」及び上記「1. 発行の概要」に記載のとおり、当社は本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権を発行することとなりますが、本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の概要は下記のとおりとなります。

#### 〈本新株予約権付社債の概要〉

本新株予約権付社債は、第2回新株予約権付社債のリファイナンスであることに鑑みて同新株予約権付社債と同様の発行総額及び満期の設計としつつ、当社が上記「(1) 資金調達の主目的」に記載の必要資金を確保すべき必要が高いことに鑑みて、転換価額の修正に係る頻度と設計、当初転換価額及び下限転換価額について、CVIとの交渉を踏まえて見直しを行っております。本新株予約権付社債は、転換価額の修正の頻度を高め、また当初転換価額及び下限転換価額を現在の当社の株価水準に即して設定することで株式への転換を促進する設計となっていることに加え、段階的株式転換条項（※1）や現金償還選択権（※2）（但し、これらはCB修正日価額が下限転換価額を上回っている等の一定の条件を満たした場合に適用があり、株価水準が低迷した場合には、強制現金償還条項（※3）が適用される可能性があります）が付されていることから、即時の希薄化に配慮しつつ、当社の現預金水準及び株価の水準を鑑みて、当社が当社普通株式への転換の判断を行える設計となっております。もっとも、このような本新株予約権付社債の設計にかかわらず、当社としては、現金を対価として償還を行うのではなく、転換可能期間内に本新株予約権付社債が段階的に当社普通株式に転換されることを企図して発行しております。

（※1）本新株予約権付社債は、一定の場合において定められた計算式に基づく株式数（原則として、本社債の総額の35分の1に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分を、1か月ごとのCB修正日に、CB修正日価額（但し上限転換価額は当初603円、下限転換価額は241円）で除した数）によって株式に

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

転換される条項を付与することで、株式への転換を促進しつつ、段階的に転換が行われ、即時の希薄化を抑制することが可能となることを企図しております。

(※2) 当社の財務状況及び株価の水準を鑑みて、当社が株式への転換が株価にとって望ましくないと判断した場合、具体的には、例えば、株価が下限転換価額に近い水準である場合であって、上記(※1)の段階的株式転換条項の対象となる償還金額分の現金が確保できる場合等には、段階的株式転換条項に基づく株式への転換を行わず、本社債の総額の35分の1に相当する額(及び転換又は償還が繰り延べられた分)又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分を償還することを当社の権利をもって選択することで、希薄化を抑制することが可能となります。

(※3) 1か月ごとのCB修正日において、CB修正日価額が下限転換価額以下の場合には、原則として、社債の総額の35分の1に相当する額(金75,951,828円)を、社債の金額100円につき111円で償還する義務が当社に発生します。

加えて、ゼロ金利にて発行されるため、将来の金利上昇リスクを回避するとともに、成長投資資金を低コストで調達することが可能です。

また、本新株予約権付社債の発行手法として第三者割当による発行を選択することで、発行準備期間の効率化を実現しております。

○前回リファイナンスと本リファイナンスにおける新株予約権付社債のスキームの主な相違点(簡略化して記載しておりますので、詳細は発行要項等をご参照ください。)

	第2回新株予約権付社債	第3回新株予約権付社債
発行総額	2,749,980,000円	2,658,313,980円
満期	約3年	約3年
当初転換価額	発行決議前営業日の終値	発行決議前営業日の終値×90%
下限転換価額	発行決議前営業日の終値×50%	発行決議前営業日の終値×50%
上限転換価額	実質的に発行決議前営業日の終値	2021年6月15日まで： 発行決議日前営業日終値×125% 2021年6月16日以降2022年6月15日まで： 発行決議日前営業日終値×150% 2022年6月16日以降： 発行決議日前営業日終値×200%
修正頻度	6か月ごと	毎月
修正条件	修正日前10日間の最低VWAP*×90%又は直前転換価額の低い方(A)	修正日前10日間の最低VWAP×90%(B)
希薄化率	17.89~35.77%	39.34~120.82%
転換・償還義務	各修正日において、上記Aが下限転換価額超等の一定の条件を満たした場合には、原則として、社債の総額の6分の1に相当する額(金458,330,000円)が転換  各修正日において、上記Aが下限	各修正日において、上記Bが下限転換価額超等の一定の条件を満たした場合には、原則として、社債の総額の35分の1に相当する額(金75,951,828円)が転換  各修正日において、上記Bが下限

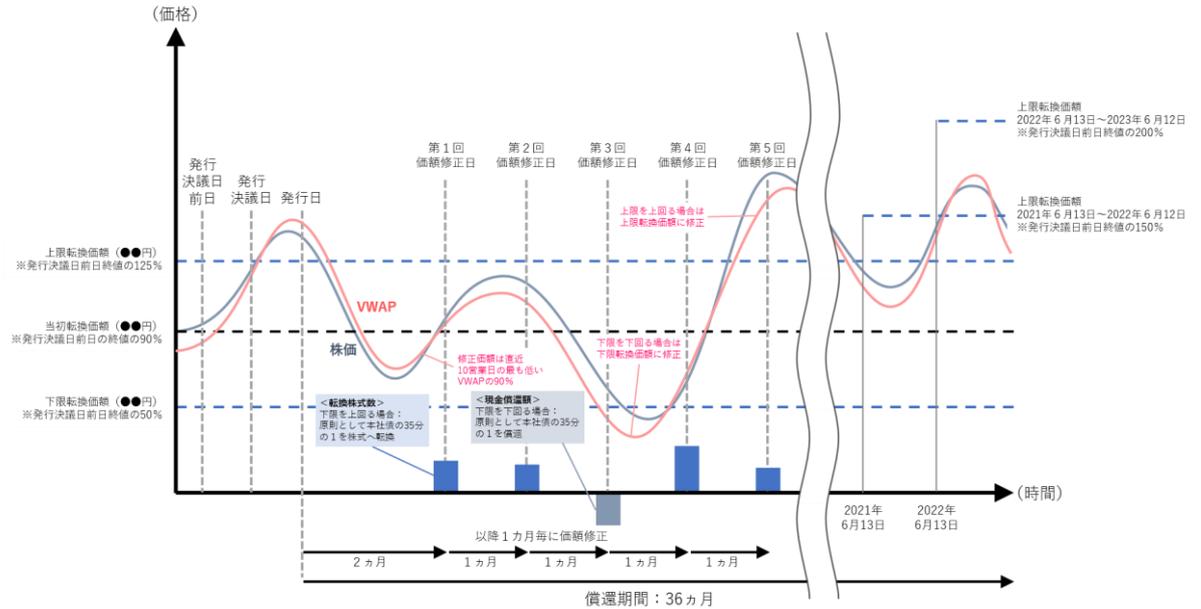
この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>転換価額以下の場合には、原則として、社債の総額の6分の1に相当する額（金458,330,000円）が、社債の金額100円につき111円で償還</p>	<p>転換価額以下の場合には、原則として、社債の総額の35分の1に相当する額（金75,951,828円）が、社債の金額100円につき111円で償還</p>
--	---	---

\*VWAP：名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格

○本新株予約権付社債のイメージ図

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債



※ 上図はイメージであり、当社株式の実際の株価推移を予想若しくは保証するものではありません。

なお、本新株予約権付社債の発行によるメリット及びデメリットは以下のとおりです。

(i) メリット

(ア) 償還期限の実質的な延長

本新株予約権付社債の償還までの期間は第2回新株予約権付社債とほぼ同じ約3年と設定されているため、本新株予約権付社債の発行は第2回新株予約権付社債に係る償還期限の実質的な延長ということができます。

(イ) 当社普通株式への転換の促進及び転換価額の上修正

転換価額の修正頻度を高め、また現在の当社の株価水準に即した形で転換価額及び下限転換価額を設定しているため、第2回新株予約権付社債と比較して、株式への転換の促進が期待できる一方で、第2回新株予約権付社債とは異なり転換価額の上修正も可能な設計になっていることから、当社の株価の一時的な下落によって転換価額が低い水準で固定されないよう配慮がなされています。

(ウ) 段階的株式転換促進条項

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できる為、株価インパクトの分散化が可能となります。

(エ) 現金償還選択権

当社に対し、一定の場合において、株式への転換相当分について、上記「1. 発行の概要<本新株予約権付社債発行の概要> (12) その他(4)」に記載の金額での現金償還を行うことが可能となる選択権が付与されている為、適宜当社の財務状況及び株価に配慮した判断を行うことが可能となります。

(オ) 金利コスト最小化

本新株予約権付社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

(ii) デメリット

(ア) 負債比率の継続

本新株予約権付社債の発行で調達した資金は、発行時点においては会計上の負債に分類され、資本には参入されません。第2回新株予約権付社債の残額は2,658,314,000円であるところ、本新株予約権付社債の総額は2,658,313,980円であり、発行時点における当社の負債比率は本リファイナンス前とほとんど変更がありません。

(イ) リファイナンス対応が再度必要となる可能性

株式への転換が進まず、上記「1. 発行の概要<本新株予約権付社債発行の概要> (12) その他(3)」に記載のとおり、株価が下限転換価額を下回る水準で推移した場合には、毎月の修正日に当社に現金での償還義務が発生します。さらに、当社が現金償還を行えない状況又は当社株価が下限転換価額に近接する水準で推移し当社普通株式への転換が見込めない状況下では、リファイナンス対応が再度必要となる可能性があります。

(ウ) 株式価値の希薄化が発生する可能性

上限転換価額が設定されているため、現状対比で高い株価水準で転換がなされた場合、株式価値の希薄化を招く可能性があります。また、株価が下方となった場合も、当初転換価額を下回る水準で1か月ごとに転換価額が修正され、現状対比で低い転換価額で、より多くの株式が発行される結果、大きな希薄化(本新株予約権付社債の全てが下限転換価額で転換された場合、第19回新株予約権及び第20回新株予約権と合わせて140.53%の希薄化)が発生する可能性があります。

(エ) 発行価額より高い償還価額での償還が必要となる可能性

上記(イ)に記載のとおり、株式への転換が進まず、株価が下限転換価額を下回る水準で推移した場合には、当社に現金での償還義務が発生し得ますが、その場合、当社は本対象部分を、各社債の金額100円につき111円で償還しなければならず、発行価額より高い償還価額での償還が必要となる可能性があります。

(オ) 今後のエクイティ・ファイナンスの制限

下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載の

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

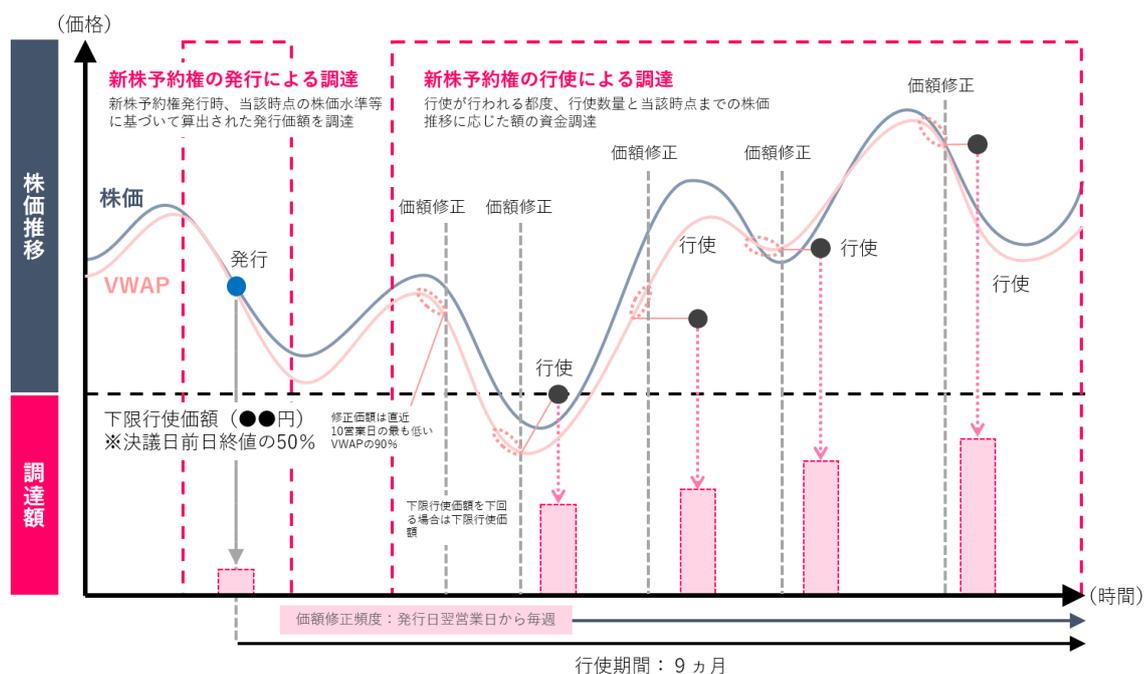
とおり、本買取契約においては、本新株予約権付社債の発行後、一定期間の新株式発行等を制限するロックアップに係る条項が定められる予定です。また、本新株予約権付社債の発行要項第12項第(4)号(ニ)①に記載のとおり、当社普通株式の新たな発行等における払込金額等が、当該時点において有効な本新株予約権付社債の転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額等と同額に調整されます。これらの設計により、当社の今後行いうるエクイティ・ファイナンスの幅が狭まる可能性があります。

### <第19回新株予約権の概要>

第19回新株予約権は、当社が上記「(1) 資金調達のための主な目的」に記載の必要資金を確保したいとの理由から、毎週行使価額が修正される設計となっており、資金調達の確実性を重視した設計となっております。

### ○第19回新株予約権のイメージ図

#### 第19回新株予約権



※ 上図はイメージであり、当社株式の実際の株価推移を予想若しくは保証するものではありません。

第19回新株予約権の発行によるメリット及びデメリットは以下のとおりです。

#### (i) メリット

##### (ア) 新株予約権の行使の促進

現在の当社の株価水準に即した形で行使価額を設定しているほか、行使価額は毎週修正される設計となっているため、新株予約権の行使の促進が期待できま

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

す。

(イ) 資金調達金額の増加の可能性

将来的に株価が上昇し、行使価額が上方に修正された場合、資金調達金額を増加させることが可能となります。

(ウ) 株価への影響の軽減

第 19 回新株予約権は、その行使価額が、毎週、定められた計算式で計算され自動で修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回るなどの株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

(エ) 最大交付株式数の限定

第 19 回新株予約権の目的である当社普通株式数は固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は予め限定されています。

(ii) デメリット

(ア) 当初に満額の資金調達はできない

新株予約権による特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされることから、当初に満額の資金調達はできないこととなります。

(イ) 株価低迷時に、権利行使がなされない可能性

株価が行使価額を下回って推移した場合、権利行使がなされず、行使期間が約 9 か月と比較的短期間であることも相まって、第 19 回新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。また、当社と割当予定先である CVI との間で CVI による新株予約権の行使を促進するような取決めもありません。

(ウ) 株価上昇局面において、行使価額が適時に修正されない可能性

第 19 回新株予約権の行使価額は毎週修正されますが、修正日に先立つ 10 連続取引日前の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格まで参照され得る設計になっているため、株価上昇局面においても上昇した株価が適時に行使価額に反映されない結果、株式価値が希薄化したり資金調達額が予定より減少したりする可能性があります。

(エ) CVI が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

CVI は純投資を目的としており、第 19 回新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を市場で売却する可能性があります。そのため、当社株式の流動性の状況によっては、当社株価が下落する可能性があります。

(オ) 今後のエクイティ・ファイナンスの制限

下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載のとおり、本買取契約においては、第 19 回新株予約権の発行後、一定期間の新株式発行等を制限するロックアップに係る条項が定められる予定です。かかる設計により、当社の今後行いうるエクイティ・ファイナンスの幅が狭まる可能性があります。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

< 第 20 回新株予約権の概要 >

第 20 回新株予約権は、当社が上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の必要資金を確保したいとの理由から、原則として第 16 回新株予約権と同様の設計となっており、主要な相違点としては行使期間、当初行使価額、上限行使価額及び下限行使価額があります。本リファイナンスに関しては、2019 年 12 月から CVI との協議を始めておりますが、今回で 2 回目のリファイナンスであり、これを行わない場合には第 2 回新株予約権付社債に係る償還義務の不履行（デフォルト）により当社の事業継続が困難になるおそれがあること等により、前回リファイナンス以上に当社にとって厳しい条件での協議が不可欠でした。そのため CVI との協議により、行使期間は 3 年から 4 年に、当初行使価額と下限行使価額は現在の株価水準に応じて切り下げ、上限行使価額は第 16 回新株予約権が発行決議日前日の終値の 150% であったものが、第 20 回新株予約権は発行決議日前日の終値の設定となっております。第 20 回新株予約権は、当該各価額を現在の当社の株価水準に即して設定することで当社の資金調達目的を実現可能とする設計となっていることに加え、自動行使価額修正条項（※ 1）に基づき行使価額が修正される結果、新株予約権の行使を促進することが可能となる設計となっております。

(※ 1) 6 か月ごとに行使価額が、原則として、修正日前の 20 連続取引日の当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最低金額の 90% に自動で修正されます。行使価額の修正条件、上限行使価額及び下限行使価額については、上記「1. 発行の概要 < 第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権発行の概要 >」をご参照ください。

○前回リファイナンスと本リファイナンスにおける新株予約権のスキームの主な相違点（簡略化して記載しておりますので、詳細は発行要項をご参照ください。）

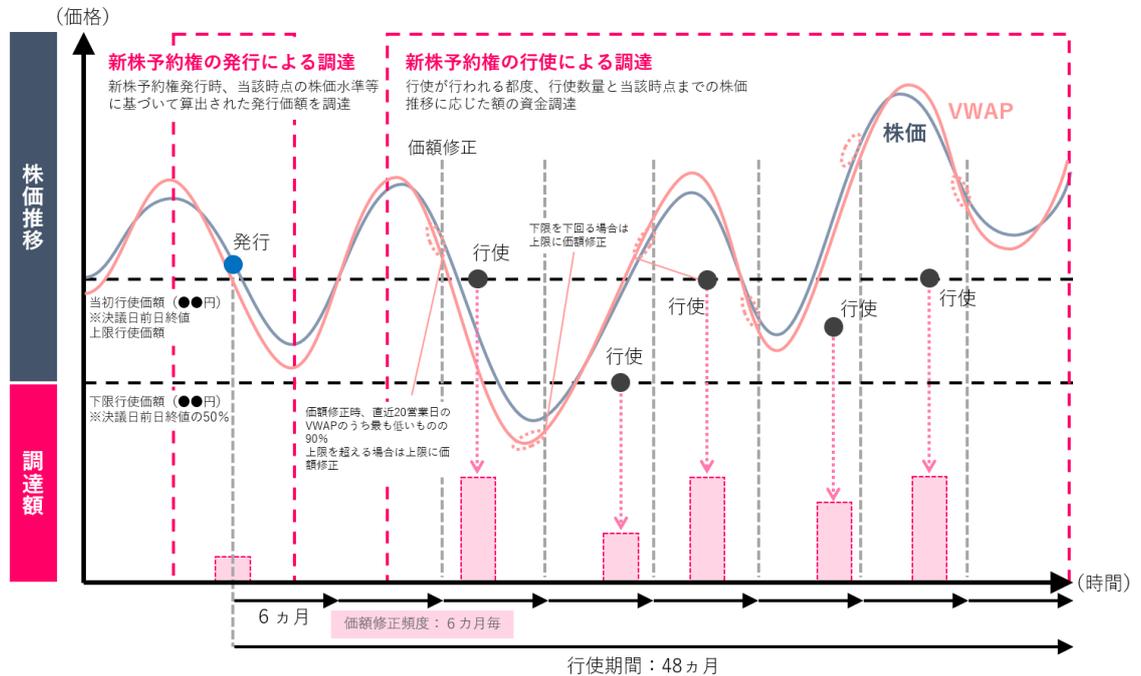
	第 16 回新株予約権	第 20 回新株予約権
最大行使金額	1,027,200,000 円	385,600,000 円
行使期間	3 年	4 年
当初行使価額	発行決議前営業日の終値	発行決議前営業日の終値
下限行使価額	発行決議前営業日の終値×50%	発行決議前営業日の終値×50%
上限行使価額	発行決議前営業日の終値×150%	発行決議前営業日の終値
修正頻度	6 か月ごと	6 か月ごと
修正条件	修正日前 10 日間の最低 VWAP* × 90%	修正日前 20 日間の最低 VWAP × 90%
潜在株式数	400,000 株	800,000 株
希薄化率	4.45%	8.76%

※VWAP：名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格

○第 20 回新株予約権のイメージ図

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 第20回新株予約権



※ 上図はイメージであり、当社株式の実際の株価推移を予想若しくは保証するものではありません。

第 20 回新株予約権の発行によるメリット及びデメリットは以下のとおりです。

### (i) メリット

#### (ア) 新株予約権の行使の促進

現在の当社の株価水準に即した形で行使価額を設定しているため、第 16 回新株予約権と比較して、新株予約権の行使の促進が期待できます。

#### (イ) 株価への影響の軽減

第 20 回新株予約権は、6 か月ごとに行使価額が定められた計算式で計算され自動で修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回るなどの株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

#### (ウ) 最大交付株式数の限定

第 20 回新株予約権の目的である当社普通株式数は固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は予め限定されています。

### (ii) デメリット

#### (ア) 当初に満額の資金調達ができない

新株予約権による特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がな

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

されることから、当初に満額の資金調達はできないこととなります。

- (イ) 株価低迷時に、権利行使がなされない可能性  
株価が行使価額を下回って推移した場合、権利行使がされず、第 20 回新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。また、当社と割当予定先である CVI との間で CVI による新株予約権の行使を促進するような取決めもありません。
- (ウ) 株価上昇局面において、行使価額が適時に修正されない可能性  
第 20 回新株予約権の行使価額は、原則として、修正日に先立つ 20 連続取引日（第 16 回新株予約権では 10 連続取引日）において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額に修正される設計になっているため、株価上昇局面においても上昇した株価が適時に行使価額に反映されない結果、株式価値が希薄化したり資金調達額が予定より減少したりする可能性があります。
- (エ) CVI が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性  
CVI は純投資を目的としており、第 20 回新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を市場で売却する可能性があります。そのため、当社株式の流動性の状況によっては、当社株価が下落する可能性があります。
- (オ) 資金調達金額の上限が固定されている  
第 20 回新株予約権の上限行使価額は 482 円（当初行使価額）です。そのため、株価が当該金額を超えて上昇した場合であっても、行使価額が固定されている結果として、株価と行使価額が乖離する可能性があります。また、資金調達金額も限定的なものとなる可能性があります。
- (カ) 今後のエクイティ・ファイナンスの制限  
下記「6. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップについて」に記載のとおり、本買取契約においては、本新株予約権付社債の発行後、一定期間の新株発行等を制限するロックアップに係る条項が定められる予定です。また、第 20 回新株予約権の発行要項第 11 項第（1）号に記載のとおり、当社普通株式の新たな発行等における払込金額等が、当該時点において有効な第 20 回新株予約権の行使価額を下回る場合には行使価額は当該払込金額等と同額に調整されます。これらの設計により、当社の今後行いうるエクイティ・ファイナンスの幅が狭まる可能性があります。

#### <その他の資金調達方法について>

上記「（1）資金調達の主な目的」に記載のとおり、結果的に猶予はされたものの 2020 年 4 月 15 日に第 2 回新株予約権付社債の総額の 6 分の 1 に相当する額（458,330,000 円）を 508,746,300 円で償還する義務が発生したように、当社の現在の株価水準を前提とすれば、今後も、第 2 回新株予約権付社債の償還義務が発生するリスクが高い状態と判断いたしました。そのため前回ファイナンスの割当先である CVI と再度のリファイナンスの協議・交渉を行い、第 2 回新株予約権付社債から原則として転換価額の修正を含む転換に係る設計のみを変更した新株予約権付社債のリファイナンスを行うことといたしました。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

また、第 16 回新株予約権についても、行使が進まない可能性が高いと考えられることから、現在の株価水準に合わせた行使価額（上限・下限）を設定した点を除いて第 16 回新株予約権の設計を概ね踏襲した第 20 回新株予約権を、第 16 回新株予約権の買入消却と同時に発行することにより、新株予約権のリファイナンスを行うことといたしました。また、今後の株式価値の向上のために必要となる当社事業成長のための資金が不足するといった理由から、第 19 回新株予約権を発行することといたしました。

なお、割当予定先への新株式の発行においては即時に希薄化が生じ、また社債の発行では資本への転換の機会がなく、かつ、低金利環境とはいえ、本新株予約権付社債と異なり一定程度の金利負担が発生するというデメリットがあります。また、他の割当先に対するファイナンスにおいては、CVI を割当先とした場合と同等以上の条件のファイナンス手段を提供できない可能性があり、既に当社に対して投資を行い、かつ当社の事業内容に精通している CVI と違い、投資判断において一定の時間を要することが想定されることから、現実的ではないと判断いたしました。また、借入れ等では、上記社債の発行等のデメリットと同様に資本への転換の機会がなく、一定程度の金利負担が発生し、さらに金利負担が上昇する可能性もあるというデメリットがあるため、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	3,482,195,980 円
発行諸費用の概算額	30,940,000 円
差引手取概算額	3,451,255,980 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額 (2,658,313,980 円) 並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行価額の総額 (3,330,000 円、952,000 円) に第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 (434,000,000 円、385,600,000 円) を合算した金額であります。なお、第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、それぞれの当初行使価額で算定しております。
2. 第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に弁護士費用、本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の公正価値算定費用その他事務費用（有価証券届出書作成費用及び払込取扱銀行手数料等）の合計です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### ① 前々回第三者割当（2018 年 10 月 15 日付開示）の資金使途と充当状況

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

前々回第三者割当による調達資金の資金使途と充当状況は以下のとおりです。(2020年5月29日時点)

具体的な使途	開示時予定		現時点の充当状況	
	金額 (百万円)	支出予定時期	金額 (百万円)	支出時期
子会社及び投資目的会社を通じたPalantir Technologies Inc. (以下、「Palantir社」)の株式取得及び諸費用	1,083	2018年10月～ 2023年9月	475	—
Palantir社の株式の譲受(初期投資)	560	2018年11月	475	2018年12月
投資目的会社の維持費用及び紹介手数料並びにOKfinc Ltd.の運転資金	523	2018年10月～ 2023年9月	未充当	—
Palantir社との業務提携に関する初期取扱費用	2,240	2018年11月14日	2,282	2018年11月14日
情報セキュリティ分野での事業展開	503	2018年12月～ 2020年2月	未充当	—
合計金額	3,826	—	2,757	

- (注) 1. 当社は、前々回第三者割当により、合計 2,757,393,150 円を調達しております。その内訳は、第三者割当による新株式の発行価額の総額 499,859,200 円、第 1 回新株予約権付社債の発行価額 2,249,989,950 円及び第 15 回新株予約権の発行価額の総額 7,544,000 円です。
2. Palantir 社の株式の譲受(初期投資)は、前回第三者割当の調達資金を Palantir 社との業務提携に関する初期取扱費用へ先に充当したため、差額は自己資金で充当しております。
3. Palantir 社との業務提携に関する初期取扱費用は、為替相場の変動に基づき、当初想定していた金額を上回る金額を充当しております。
4. 上記表中の「具体的な使途」及び「開示時予定」の欄の記載は、2018年11月14日付「Palantir Technologies Inc. との業務提携契約締結及び第三者割当による新株式発行等の資金使途の変更に関するお知らせ」に記載した変更後の資金使途等に基づいて記載しています。主な変更点は、Palantir 社の株式の追加取得資金として当初予定されていた 2,240 百万円を、同社との業務提携に関する初期取扱費用に充当したことです。
5. 上記表中の「現時点の充当状況」が未充当となっている資金使途については、下記「②前回リファイナンスの資金使途と充当状況」のとおり、前回リファイナンスによる調達資金を充当するほか、不足がある場合には営業資金を充当する予定でしたが、その大部分については現在も未充当であり、「②前回リファイナンスの資金使途と充当状況 注2」記載のとおり充当を進めていく予定です。なお、投資目的会社の維持費用及び紹介手数料並びに OKfinc Ltd. の運転資金のうち、投資目的会社の維持費用の一部及び紹介手数料については、自己資金にて充当済みであります。

#### ②前回リファイナンスの資金使途と充当状況

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

前回リファイナンスによる調達資金の資金使途と充当状況は以下のとおりです。(2020年5月29日時点)

第2回新株予約権付社債の発行による調達資金の具体的な使途	開示時予定		現時点の充当状況	
	金額 (百万円)	支出予定時期	金額 (百万円)	支出時期
LastRoots社の第三者割当増資の引受資金	350	2019年4月	350	2019年4月
OKfinc Ltd.に関する費用(投資目的会社の維持費用及びOKfinc Ltd.の運転資金)	54	2019年4月～2023年9月	54	2019年4月～2020年3月
情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等	30	2019年4月～2020年11月	30	2019年4月～2020年3月
第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入資金	2,252	2019年4月	2,252	2019年4月
合計金額	2,686	—	2,686	—

第16回新株予約権の発行による調達資金の具体的な使途	開示時予定		現時点の充当状況	
	金額 (百万円)	支出予定時期	金額 (百万円)	支出時期
OKfinc Ltd.に関する費用(投資目的会社の維持費用及びOKfinc Ltd.の運転資金)	196	2019年4月～2023年9月	—	—
情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等	473	2019年4月～2020年11月	—	—
第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入資金	5	2019年4月	5	2019年4月
合計金額	674	—	5	—

- (注) 1. 当社は、前回リファイナンスにより、合計 2,755,428,000 円を調達しております。その内訳は、第2回新株予約権付社債の発行価額 2,749,980,000 円及び第16回新株予約権の発行価額の総額 5,448,000 円です。なお、前回リファイナンス時の開示においては、第2回新株予約権付社債の発行による調達資金と第16回新株予約権の発行による調達資金の使途を区別しておりませんでした。上記表中では、現時点の充当状況に応じて、各使途及び発行諸費用の金額を上下の表に振り分けております。
2. 上記表中、第16回新株予約権は行使が無かったため、当初計画に対し669百万円が調達できませんでした。その充当額が未達となっているものについては、支出予定時期が継続しているため、不足分については自己資金にて充当し、本第三者割当の資金は下記のとおり感謝経済プラットフォームの充実に注力するために使用いたします。ただし、充当する自己資金が不足している状況であり、その原資の調達方法については現在検討中です。開示すべき事項を決定した場合には、速やかに開示いたします。

### ③本第三者割当の資金使途

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

第3回新株予約権社債の発行による調達資金の具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
第2回新株予約権付社債の買入資金	2,658	2020年6月

第19回新株予約権の発行による調達資金の具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
第16回新株予約権の買入資金	5	2020年6月
感謝経済プラットフォーム		
システム企画開発人件費	224	2020年6月～2021年7月
システム運用人件費	56	2020年6月～2021年7月
システム費用	49	2020年6月～2021年7月
感謝トークン利用サービスマーケティング費用	97	2020年6月～2021年7月

第20回新株予約権の発行による調達資金の具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
感謝経済プラットフォームの感謝トークン利用サービスマーケティング費用	53	2020年6月～2021年7月
感謝経済プラットフォームを支えるフィンテック分野		
取引所システム拡充の人件費等	207	2020年6月～2021年7月
マーケティングの人件費等	100	2020年6月～2021年7月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、上記の用途に充当するまでの間、銀行預金にて適切に管理する予定であります。
2. 前回リファイナンスと本第三者割当において、調達（予定）額を比較すると、新株予約権付社債においては、今回は第2回新株予約権付社債の残存分とほぼ同額であり、新株予約権においては、今回は（第19回新株予約権及び第20回新株予約権を合算して）134百万円の増加となっております。
3. 本第三者割当により調達した資金は、まず第2回新株予約権付社債及び第16回新

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株予約権の買入資金に充当し、その後サービス機能強化等のシステム構築と運営に充当する予定です。

4. 資金使途についての詳細としては、以下の内容を予定しております。

当社は「互い助け合いの場の創造を通して、物心両面の幸福を実現し、世界の発展に寄与する」ことを目指し、日本初、最大級のQ&Aサイト「OKWAVE」を2000年1月より運営しています。法人向けには、「OKWAVE」の運営ノウハウを基にした、大手企業、自治体の600サイト以上が導入する国内シェアNo. 1のFAQシステム「OKBIZ. for FAQ / Helpdesk Support」等を提供し、企業と顧客間の問題解決に寄与するサービスを創造してきました。近年は、AI、ブロックチェーン、情報セキュリティの各技術を組み合わせて、感謝されている人がより報われる社会を目指す感謝経済プラットフォームの拡大に向けたサービスを提供しており、その一環として企業等の組織内で“感謝の気持ち”をデジタルグリーティングカードを通して伝え合うことができるオンライン上のサンクスカードサービス「OKWAVE GRATICA」を展開しています。また、「OKWAVE」や「OKWAVE GRATICA」のユーザー同士が贈り合うことで感謝の気持ちを可視化することができるサイト内トークンである「OK-チップ」(※)も提供しています。当社や「OKWAVE」ユーザーから感謝の気持ちを込めて贈られた「OK-チップ」を受け取ると、「OK-チップ」数に応じて、当社を含む「感謝経済」賛同企業・団体が提供する特別な体験が得られたり、世の中をより良くする活動を応援することができます。今後は、感謝経済プラットフォームへの暗号資産の組み込みやサイバーセキュリティ強化等を見込んでおり、次のようなシステム及びサービスを構築してまいります。これらは2019年8月14日に開示された中期ビジョンのうち、感謝コミュニティの拡大と収益力の向上に寄与するものであり、短期的には感謝経済の実現に向けた自社サービスの構築に注力することが重要であると判断しております。

- ・企業・団体もしくは個人が、感謝経済プラットフォーム上に、独自に感謝を送りあえる仕組みを備えたサービスを作ることができる
- ・感謝経済プラットフォーム上で独自グループのサイト内トークンをオリジナルで作成利用でき、グループ間での合意の上で、グループ間でのトークン交換も将来的に可能になる
- ・これらのサイト内トークンを他の暗号資産とも交換できるようにすることで、世界中で感謝とエコノミーの活動サイクルが営まれる
- ・これらのシステム及びサービスが安全に稼働するための、ブロックチェーンの分散化台帳の活用やシステム面でのサイバーセキュリティ強化を実施する

これらの感謝経済プラットフォーム拡大に向け、各サービスの機能強化とシステム運用のための資金調達を行います。具体的には、感謝経済プラットフォームのシステム企画開発人件費として224百万円、システム運用人件費として56百万円、その他システム費用として49百万円、感謝トークンサービス利用者の獲得のためのマーケティング費用として150百万円、感謝経済プラットフォームを支えるフィンテック分野の暗号資産取引所システム拡充のためのシステム開発・品質向上に係る人件

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

費・外注費等で 207 百万円、暗号資産取引所の利用者増加のためのマーケティングの  
人件費等で 100 百万円、合計 787 百万円を予定しています。

(※)「OK-チップ」は資金決済法上の仮想通貨ではありません。「OK-チップ」の売買  
はできません。「OK-チップ」は感謝経済プラットフォーム内でのみ利用できる  
当社が提供するサービスです。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支  
出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、また、当社の当初  
想定どおり株式への転換ができなかった第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の  
条件を変更し、第 19 回新株予約権を発行することによって、2020 年 6 月 15 日の第 2 回新  
株予約権付社債の償還義務の不履行を回避するとともに、株式への転換の促進を図ること  
で今後発生する償還義務を回避し、かつ、感謝経済プラットフォームを充実することにより事  
業成長を実現します。これにより、当社は財務状態の改善を図るとともに、業績の拡大につ  
ながる事業成長戦略を推進することで当社の売上拡大及び収益性の改善につながり、ひいて  
は企業価値の向上に資するものであり、当社の経営上、合理性を有するものと考えます。以  
上の理由から、今回の資金使途については合理性があるものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取  
契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関であ  
る株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号）（以  
下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債  
の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・  
シミュレーションを基礎として、評価基準日（2020 年 5 月 28 日）の市場環境や割当予定先  
の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（482 円）、配当額（2.5 円）、無リス  
ク利率（▲0.2%）、当社株式の株価変動性（108%）及び市場出来高、割当予定先が市場  
出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置  
き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、本新株予約権付社債の特徴、当  
社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価  
額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円とすることを決定しております。また、本新株予  
約権付社債の転換価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目  
的として、割当予定先との協議により、毎月の CB 修正日ごとに当該 CB 修正日に先立つ 10  
連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均  
価格の最も低い価額の 90%に相当する金額に修正されるものとし、当初の転換価額につい  
ては 2020 年 5 月 28 日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%  
に相当する金額、下限転換価額については 2020 年 5 月 28 日の名古屋証券取引所における当  
社普通株式の普通取引の終値を 50%下回る額に設定されており、最近 6 か月間及び発行決

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19  
回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成さ  
れたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の  
一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募  
集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペク  
タスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその  
経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。また、上限転換価額がある修正条件については、赤坂国際会計から、かかる修正条件を前提としても、ゼロクーポンであるリスクに比して本新株予約権の価値が過度に大きくなることはない旨の見解を受領していることや、本新株予約権付社債の発行により、第2回新株予約権付社債に係る現金償還を回避するという理由に鑑みれば、やむを得ないと考えております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額100円につき金98.7円から金102.0円）の範囲内であり、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価（社債額面100円当たり11.9円から18.1円）が本新株予約権の公正な価値（社債額面100円当たり10.9円から11.0円）を上回っていること、2019年3月27日を基準として実施した第2回新株予約権付社債の発行時点の価値評価額（各社債の金額100円につき金98.9円から金100.5円）と比較して各評価基準日の市場環境の変動や各新株予約権付社債の転換価額の相違等の影響を反映したものとなっており、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないこと並びに上限転換価額の設定を含む発行条件の設定についても当社の置かれた状況に鑑みれば不合理な点は認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見をj得ております。

## ②第19回新株予約権及び第20回新株予約権

当社は、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結した本買取契約に定められた諸条件を考慮した第19回新株予約権及び第20回新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2020年5月28日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（482円）、配当額（2.5円）、無リスク利率（▲0.2%）、当社株式の株価変動性（108%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること、等）を置き、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（第19回新株予約権1個当たり323円から333円及び第20回新株予約権1個当たり109円から119円）を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、第19回新株予約権の1個の払込金額を333円及び第20回新株予約権の1個の払込金額を119円としています。また、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の行使価額は、今後の当社

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の株価動向に基づき本新株予約権付社債も含めて段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、第 19 回新株予約権については、修正日に先立つ 10 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額に修正され、第 20 回新株予約権については、修正日に先立つ 20 連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(同日に売買高加重平均価格がない場合には、その直前の売買高加重平均価格)の最も低い価額の 90%に相当する金額に修正されるものとし、当初の行使価額については、それぞれ 2020 年 5 月 28 日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額又は当該終値と同額、下限行使価額については当該終値の 50%に相当する金額に設定されており、最近 6 か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること、2019 年 3 月 27 日を基準として実施した第 16 回新株予約権の発行時点の価値評価額(新株予約権 1 個当たり 1,280 円から 1,362 円)と比較して各評価基準日の市場環境の変動や各新株予約権の行使価額の相違等の影響を反映したものとなっていることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役 3 名(うち社外監査役 2 名)全員から、第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないこと並びに第 20 回新株予約権について発行決議日前日終値と同額の上限行使価額が設定されていることを含む発行条件の設定についても当社の置かれた状況に鑑みれば不合理な点は認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数(6,125,140株)並びに第19回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(1,000,000株)及び第20回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(800,000株)を合算した総株式数は7,925,140株(議決権数79,251個)(但し、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数11,030,320株を合算した総株式数は12,830,320株(議決権数128,303個))であり、2020年3月31日現在の当社発行済株式総数9,129,918株(議決権総数91,280個)に対して、86.80%(議決権総数に対し86.82%)の希薄化(本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合は140.53%(議決権総数に対し140.56%)の希薄化)(小数点第三位を四捨五入)が生じるものと認識しております。

他方で、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社の現在の株価実勢に合った転換価額・行使価額での新株予約権付社債・新株予約権に組み替えることにより、喫緊の課題である第2回新株予約権付社債に係る償還義務の不履行(デフォルト)の回避及び円滑な新株予約権の行使を実現すること、並びに、速やかな資金調達を目的とした新株予約権(第19回新株予約権)の発行により事業成長に寄与する感謝経済プラットフォームのサービス機能強化等のシステム構築と運営のための資金を調達することの必要性は極めて高く、また、その規模はかかる資金調達の必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、さらに上記「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、払込金額及びその修正条項、行使期間並びにその他の発行条件には合理性が認められます。なお、下記「6. 割当予定先の選定理由等(3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、CVIの保有方針は純投資であると聞いており、CVIによって市場で当社株式を売却されるおそれはあります。CVIによる行使にあたっては、下記「6. 割当予定先の選定理由等 割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置」に記載のとおりCVIは制限超過転換(行使)を行うことができませんが、それを考慮してもなお毎月最大91万株程度の株式が発行される結果、当社株式の取引量(直近6か月の1日平均売買高156,875株、直近3か月の1日平均売買高254,846株、直近1か月の1日平均売買高108,567株)と比べても大きな希薄化が生じる可能性があります。また、本新株予約権付社債及び第20回新株予約権について上限行使価額が段階的に設定され上限が撤廃されない結果、株価が上限価額を超えて推移した場合、上限価額が設定されない場合に比して株式価値の希薄化が加速する可能性があります。しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当は2回目のリファイナンスであり、CVIが許容できるリスクにも限度がある中でゼロクーポンが維持されていること、当社の財務状況に鑑みると、第2回新株予約権付社債に係る償還義務の不履行(デフォルト)による事業継続への悪影響を回避しつつ今後の株式価値の向上のために当社事業成長のための資金の調達を行う必要性は高いこと等から、当該希薄化が株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

なお、本第三者割当による資金調達の実施により、当社普通株式について25%以上の希

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

薄化が生じることになります。このため、経営者から一定程度独立した者3名によって構成される第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。詳細については、下記「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」をご参照ください。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(注) 非公開のファンドである CVI に関する一部の情報については、当社取締役の野崎正徳が Heights Capital Management, Inc. の Investment Manager である Martin Kobinger 氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。また、CVI が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI を含む Susquehanna International Group に属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2015年7月1日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	Investment Manager Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	当該ファンドは当社の普通株式18株、新株予約権4,000個(買入予定)及び新株予約権付社債(額面2,658,314,000円)(買入予定)を所

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

		有 (2020年5月29日現在)
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

(注) 当社は、CVI との間で締結する予定の本買取契約において、CVI から反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。さらに、CVI 及び業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング(代表取締役: 古野啓介、本社: 東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階)に調査を依頼し、2020年5月8日付調査報告書を受領しており、当該各調査報告書において、CVI 及び業務執行組合員が反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、CVI 及び業務執行組合員が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の割当予定先であるCVIは2018年10月15日付開示及び2019年3月28日付開示にてそれぞれ公表しております前々回第三者割当及び前回リファイナンスの割当先であり、当社の発行済株式のうち18株(2020年5月29日時点)を保有する既存株主であります。これまでの資金調達については、最初の第三者割当は、当時当社代表取締役社長であった松田元氏がCantor Fitzgerald & Co. (110 East 59th Street New York, NY 10022, Howard W. Lutnick (Chairman and CEO))のManaging Directorと個人的に既知の仲であったところ、株主戦略及び事業拡大のための相談を行ったことをきっかけに、同氏からキャンターフィッツジェラルド証券株式会社(東京都港区赤坂五丁目3番1号赤坂Bizタワー38階、代表取締役社長 村田光央)の紹介を受け、具体的提案を受ける形で実現いたしました。今回は、今回同様リファイナンスの形での証券の発行でしたが、第1回新株予約権付社債の償還義務発生リスク及び第15回新株予約権の未行使リスクが高まったこと並びにLastRoots社の連結子会社化の資金需要の存在により確実に資金調達を実行するため、CVIを割当予定先とすることが当社にとって望ましいと判断しました。こういった背景もあり、今回も第2回新株予約権付社債の償還義務発生リスク及び第16回新株予約権の未行使リスクの顕在化がほぼ確実となったことから、同様にCVIを割当予定先とすべく2019年12月から交渉を開始し、2020年2月および3月には当社取締役会にて希薄化拡大及び松田氏の自己売買があったことを懸念し交渉を中断していたところ、償還義務期限が迫ってきたために、その猶予交渉とともにリファイナンスの協議を再開し、2020年4月上旬に主な条件及び償還猶予について合意に至りました。その後もさらに発行条件について交渉を継続した結果、発行条件及び希薄化規模についても当社として合理性があると判断できたことからCVIを割当先として本リファイナンスを決議するに至りました。CVIは、機関投資家として保有資産も潤沢であり、また、CVIの資産運用を行う会社であるHeights Capital Management, Inc.は、世界最大級の金融コングロマ

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

リットである Susquehanna International Group に属する共通支配下の会社の一つであつて、Susquehanna International Group に属する会社のうち CVI を含む数社の資産運用等によりグローバルな投資経験が豊富であり、直近では 2020 年に東証マザーズ上場の株式会社ジーンテクノサイエンス（東京都中央区新川一丁目 2 番 12 号、代表取締役社長 谷匡治）及び JASDAQ 上場の株式会社スリー・ディー・マトリックス（東京都千代田区麹町三丁目 2 番 4 号、代表取締役社長 岡田淳）に出資する等、日本での投資も多く行っております。また、投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく姿勢を有しており、さらなる成長を目指している当社にとって相応しい投資家と考えております。なお、前々回第三者割当にて割当てた第 1 回新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権、前回リファイナンスにて割当てた第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権は当社株価の下落により、第 2 回新株予約権付社債に付された新株予約権が 1 個行使されたほかはいずれも未転換・未行使となっておりますが、本リファイナンスによる新株予約権付社債の転換設計（自動修正条項及び自動償還条項）及び新株予約権に係る行使価額の自動修正条項の見直しにより、株式化が進むことを企図しております。

### （3）割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置

本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権について、当社と CVI との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権に関する CVI の保有方針は、当社取締役の野崎正徳が Heights Capital Management, Inc. の Investment Manager である Martin Kobinger 氏より、純投資であると聞いております。また、CVI は、本新株予約権付社債の転換並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の行使により取得する当社株式の売却については、市場への影響等を考慮して行っていく予定であると聞いております。なお、本買取契約上、CVI の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の 9.99% を上回るような当社普通株式の発行を行わない旨を盛り込んでおります。

また、CVI と締結予定の本買取契約において、本新株予約権付社債及び第 19 回新株予約権について転換（行使）数量制限が定められる予定です。詳細につきましては、上記「1. 発行の概要 <本新株予約権付社債発行の概要>（11）譲渡制限及び転換数量制限の内容」及び「1. 発行の概要 <第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権発行の概要>（10）譲渡制限及び行使数量制限の内容」をご参照ください。

### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、CVI との間で締結する予定の本買取契約において、CVI は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、CVI から、CVI が 1 億ドル以上の証券を保有していることにより米国証券法上の適格機関投資家と判定されていることを示す資料として 2019 年 12 月 31 日現在の QIB Certificate を受領しており、また、当社取締役である野崎正徳が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて Investment Manager である Dan Wolff 氏に対するメールによるヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを 2020

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

年5月25日に確認しており、本第三者割当に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。なお、CVIは、Susquehanna International Groupが有する自己資金で運用する機関投資家です。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、CVIとの間において、本新株予約権並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

- ①当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本第三者割当、本新株予約権付社債、第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行又は発行済みの当社新株予約権の行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、当社の取締役等へのストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の5%以下とします。）その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。
- ②当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日からCVIが本新株予約権付社債又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権を保有している期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行若しくは処分又は売却を行わない旨を合意する予定です。
- ③当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日からCVIが本新株予約権付社債又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権を保有している期間中、CVIの事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権付社債の下限転換価額又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権の下限行使価額を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権付社債の下限転換価額又は第19回新株予約権若しくは第20回新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意する予定です。
- ④当社は、CVIの承諾を得て上記①又は②の発行等を行う場合で、CVIが要求した場合、

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

上記①又は②の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で CVI に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

#### 7. 大株主及び持株比率

募集前 (2019年12月31日現在)	
松田 元	14.35%
兼元 謙任	9.34%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	6.29%
福田 道夫	2.48%
日本証券金融株式会社	2.14%
ツバメ工業株式会社	2.09%
杉浦 元	1.70%
野崎 正徳	1.69%
松井証券株式会社	1.65%
株式会社ブイ・シー・エヌ	1.10%

- (注) 1. 本新株予約権付社債及び第19回新株予約権及び第20回新株予約権について、CVI との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。
2. 募集前の持株比率は、2019年12月31日現在の株主名簿を基に作成しており、2020年3月11日、同月17日及び5月14日に松田元氏が提出した変更報告書の内容その他の2020年1月1日以降に生じた持株比率の変動は反映しておりません。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

#### 8. 今後の見通し

本件により当社の連結業績に与える影響はありません。開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数 11,030,320 株並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 1,800,000 株を合算した総株式数 12,830,320 株に係る議決権数 128,303 個については、当社の総議決権数 91,280 個 (2020年3月31日現在) に占める割合が 140.56%と 25%以上となることから、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に基づき、①経営者から一定程

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。当社は、本第三者割当による調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である高橋明人弁護士（高橋・片山法律事務所）、当社の社外監査役である六川浩明弁護士と当社の社外監査役でありかつ、名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である奥田かつ枝氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2020年5月29日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

#### 意見の結論

本第三者割当の必要性及び相当性について問題はない。

#### 結論に至った理由

##### ①必要性

近時の当社普通株式の株価水準を踏まえて当社と CVI との間で合意された第2回新株予約権付社債に係る償還義務の2020年6月15日までの履行猶予に基づき、同日以降に、第2回新株予約権付社債の総額の6分の1に当たる金額（458,330,000円）につき、現金508,746,300円で償還する義務が生じるものとされていること、また、第16回新株予約権についても割当先である CVI による同新株予約権の行使が進まない可能性がある。その上で、当社において、第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行により調達した資金は、既にその大部分を所定の資金用途に充当済みであり、また未充当額についても手元資金として保有した上で今後順次充当が予定されており、現在の当社の財務状態に鑑みると、上記のような第2回新株予約権付社債の償還を行うことは困難であり、かかる事態は、当該償還義務の不履行によるデフォルトなど当社の財務運営に係る重大な問題が生じると当社は考えている。当社は、このような状況の下、当社の現在の株価実勢に合った転換価額・行使価額での新株予約権付社債・新株予約権に組み替えることにより、喫緊の課題である第2回新株予約権付社債に係る償還義務の不履行（デフォルト）の回避及び円滑な新株予約権の行使を実現するとともに、速やかな資金調達を目的とした新株予約権（すなわち第19回新株予約権）の発行により、当社の成長戦略に必要な資金を確保することが当社の事業戦略上最良の手段であるとの結論に達した。これらを踏まえ、当社は、第2回新株予約権付社債についてその全てを買入消却した上で、新たに発行する本新株予約権付社債によって、負債の資本への転換を促進する必要があると判断した。また、第16回新株予約権についてもその全てを買入消却した上で、新たに発行する第19回新株予約権の早期行使によって、事業成長資金の獲得を行う必要があると判断した。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

また、当社は事業成長資金の獲得及び新たな資金需要への対応として、当社グループにおけるサービス機能強化等のシステム構築と運営（システム開発人件費、システム運用人件費、その他システム費用等の必要資金の一部調達）を考えている。この点、当社は近年、AI、ブロックチェーン、情報セキュリティの各技術を組み合わせて構築したプラットフォーム及び経済圏（いわゆる「感謝経済」）の拡大に向けたサービスを提供してきた。その上で、当社においては当該経済圏の拡大、例えばサイト内トークンを他の暗号資産と交換できるようにすること等も目論んでおり、そのためには当社のプラットフォームへの暗号資産の組み込み、またサイバーセキュリティの強化の実施が必要と考えられる。当社においてはこのようなプラットフォームの拡大に向けて、各サービスの機能強化とシステム運用のために、必要な資金の調達を行う。

以上のとおり、これらの資金需要について具体的な必要金額、また具体的な支出時期等を前提として今般の本第三者割当の実施について検討が行われていると言え、これらの点に関する当社による説明及び当社が本第三者委員会に提示した資料の内容について直ちに不合理な点も見いだせず、当社における中長期的な財務基盤の安定に向けられたもの、また当社の事業成長戦略の推進に向けられたものとして、当社において合理的な資金調達の必要性が認められると本第三者委員会は考える。

## ②相当性

### (i) 他の資金調達手段との比較

本新株予約権付社債は、当社において、上記①記載の必要資金、とりわけ本件リファイナンスの資金を確保したいとの理由から、原則として発行総額及び満期について第2回新株予約権付社債と同様の設計となっており、主要な相違点は転換価額の修正頻度を含む転換に係る設計、当初転換価額及び下限転換価額である。すなわち本新株予約権付社債は、償還期限の実質的な延長に加え、転換価額及び下限転換価額を現在の当社の株価水準に即して設定することで株式への転換の促進が期待できる設計となっていることに加え、段階的株式転換促進条項や現金償還選択権が付されていることから、当社の現預金水準及び株価の水準を鑑みて、当社が当社普通株式への転換の判断を行える設計となっている。なお、かかる本新株予約権付社債の設計にかかわらず、当社としては、現金を対価として償還を行うのではなく、転換可能期間内に本新株予約権付社債が段階的に当社普通株式に転換されることを企図して発行する。

また、第20回新株予約権は、同様に当社において、上記①記載の必要資金を確保したいとの理由から、原則として第16回新株予約権の条件を踏襲した設計となっており、主要な相違点としては現在の当社株価水準に合わせた上限行使価額及び下限行使価額がある。第19回新株予約権については、行使価額を現在の当社の株価水準に即して設定することで当社の資金調達目的を実現可能とする設計となっていることに加え、行使価額の修正が毎週行われることにより新株予約権の行使促進が期待できること、また行使価額が修正される結果、将来の株価上昇により、資金調達金額を増加させることが可能となる設計となっている。

その上で、当社においては、前記①にも記載のとおり、近時の当社の株価水準及び現在の当社の財務状態を前提とすれば、今後、第2回新株予約権付社債の償還義務を履行することは困難であり、また第16回新株予約権の行使が進まないリスクが高い状態にあると

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

判断し、それらを踏まえ、前回第三者割当の割当先である CVI とリファイナンスの協議・交渉を行い、第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権から原則として転換価額に係る設計あるいは転換価額・行使価額のみを変更した本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権による本件リファイナンスを行うこととした。

他方で、割当予定先への新株式の発行においては即時に希薄化が生じ、また社債の発行では資本への転換の機会がなく、かつ、低金利環境とはいえ、本新株予約権付社債と異なり一定程度の金利負担が発生するというデメリットがある。また、他の割当先に対するファイナンスにおいては、割当予定先である CVI と同等以上に最善のファイナンス手段を提供できない可能性があり、既に当社への理解がある割当予定先と違い、投資判断において一定の時間を要することが想定されることから、現実的ではないと判断した。さらに、借入れ等では、上記社債の発行等のデメリットと同様に資本への転換の機会がなく、一定程度の金利負担が発生し、さらに金利負担が上昇する可能性もあるというデメリットがあるため、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと判断した。本第三者委員会としては、これらについて特に不合理な点を見出していない。

#### (ii) 割当予定先について

割当予定先である CVI は前回第三者割当における割当先であり、当社株式を若干数保有する既存株主である。今般、第 2 回新株予約権付社債の償還義務発生リスク及び第 16 回新株予約権未行使のリスクが現実のものとなったことを踏まえ、前回同様に CVI を割当予定先として本件リファイナンス及び資金調達を行うことを決定した。加えて、割当予定先である CVI について、当社の説明及び当社が本第三者委員会に提出した資料によれば、日本において十分な投資実績があると評価できり。また、CVI の直近の財産目録等に照らしても、本件の割当予定先として十分であることを当社において確認している。更に当社において、本件リファイナンスの実施に際して、調査会社に委託して、当該割当予定先について、反社会的勢力に該当するか否かの調査も行っており、この調査の過程で特に問題のある情報は検出されていない。これらの点において、当該割当予定先を選定したことの合理性が認められるものと考えられる。

#### (iii) 発行条件について

本第三者委員会は、本第三者割当における発行条件の合理性を検討するに際し、本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の各評価額について、株式会社赤坂国際会計の作成にかかる評価書を検討し、同社が当該評価額をどのように算出したかについて確認を行っている。その上で、同評価書に記載の各事項について特に不合理な点を見出していない。また、その他の発行条件についても、当社と割当予定先との間で本第三者割当に関して締結される契約書の主要な条件を検討し、特に不合理な点を見出していない。当該契約書については当社のリーガルアドバイザーとして外部の法律事務所における弁護士がその内容の精査・検討を担当しており、契約締結プロセスにも特段の不備を見出していない。

#### (iv) 希薄化について

本第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じるものの（なお、想定される希薄化の率は概ね 59.05%から 140.53%である）、本第三者割当により調達した資金が、第 2 回新株予約権付社債及び第 16 回新株予約権の買入消却及び当

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

社グループにおけるサービス機能強化等のシステム構築と運営（システム開発人件費、システム運用人件費、その他システム費用等の必要資金の一部調達）に用いられるものであり、当社における中長期的な財務基盤の安定、また当社の事業成長戦略の推進、ひいては当社の企業価値の向上にそれぞれ非常に大きく資するものであり、経営上の合理性を有するものであると考えられる。これらを踏まえると、本第三者割当が当社の株主価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと思われ、当社の株主にとっては希薄化を上回る効果があると評価するのが妥当であると考えられる。なお、当社は前記割当予定先との合意において、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.99%を上回ることとなるような当社普通株式の発行を行わないものとしている。この点についても、当社の既存株主の持株比率及び議決権比率に係る利益に配慮したものであると考えられる。従って、本第三者委員会は、当社の説明及び本第三者委員会の受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当による希薄化の程度に照らしても合理性が認められると考える。

### ③留保事項

なお、本第三者割当については、前記のとおり大きな希薄化が生じる可能性があることから、本第三者委員会は以下を念のために付言する。前記のとおり、本第三者割当の主たる目的の一つが本件リファイナンスであるところ、仮に本件リファイナンスが実施できないこととなった場合、履行が猶予された既存の償還義務の不履行によるデフォルトなど当社の財務運営に係る重大な問題が生じると言える。この点において、当社にとって本件リファイナンスの実行は当社事業さらには当社存続のためにいわば必須のものとも言え、割当先との条件交渉において極めて弱い立場に置かれる（すなわち、割当先に一方的に有利であり当社に一方的に不利な条件等押し付けられる）可能性もあり得たところである。当社においては、割当先との複数回の実質的な交渉を経て、例えば本新株予約権付社債について概ね第2回新株予約権付社債と同様の設計と評価できる条件の合意に至ったとのことであり、いわゆる独立当事者間での交渉と言い得る状況の確保、またそれを通じた適正な条件の設定に努めたことがうかがわれる。また、本第三者割当のもう一つの目的であるサービス機能強化等のシステム構築と運営（これらのために必要となる資金の一部調達）についても、当社の本業と言うべき事業への集中及び強化を目指すものとも言え、いわば劇薬的な手法により当社の財務状態の改善を図るといったものでは無いと考えられる。当社においては、希薄化等既存株主へ影響を及ぼし得る方法により本件リファイナンスを実施し、当社における中長期的な財務基盤の安定、また当社の事業成長戦略の推進、ひいては当社の企業価値の向上を図るものであることを今一度認識された上で、例えば当社の事業成長戦略の推進に関して、これまで以上に当社株主を含めた投資家に対して丁寧かつ十分な説明を行うことを期待する。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

(※) 当社と高橋明人弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実は無く、独立性は確保されています。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2017年6月期	2018年6月期	2019年6月期
連結売上高	2,411,724千円	3,786,769千円	4,892,359千円
連結営業利益	167,891千円	1,216,569千円	1,071,197千円
連結経常利益	182,882千円	1,194,549千円	901,884千円
親会社株主に帰属する当期純利益	123,672千円	1,071,626千円	629,437千円
1株当たり連結当期純利益	14.17円	122.56円	70.44円
1株当たり配当金	—	7.5円	2.5円
1株当たり連結純資産	169.48円	294.43円	407.57円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2020年5月29日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,129,918株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	4,517,507株	49.48%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	4,517,507株	49.48%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%

(注) 上記表中の数値には、第2回新株予約権付社債に係る潜在株式数が現時点の転換価額及び下限転換価額における潜在株式数として3,105,507株（34.01%相当）、また第16回新株予約権については現時点の行使価額における潜在株式数として400,000株（4.38%相当）（下限行使価額においても潜在株式数は同じです。）含まれていますが、上記「I 第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の買入消却について」に記載のとおり、当社は2020年6月15日付で、第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の買入れを行い、その後直ちに消却する予定です。また、上記表中の数値には、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数として1,012,000株（11.08%相当）（2020年3月31日現在）が含まれています。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年6月期	2018年6月期	2019年6月期
始 値	555円	513円	3,200円
高 値	639円	8,060円	3,985円
安 値	358円	480円	1,277円
終 値	507円	3,185円	1,995円

(注) 各株価は、名古屋証券取引所（セントレックス）における株価を記載しております。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

② 最近6か月間の状況

	2019年 12月	2020年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	1,640 円	1,347 円	1,050 円	583 円	526 円	483 円
高 値	1,670 円	1,371 円	1,067 円	1240 円	607 円	493 円
安 値	1,302 円	1,065 円	513 円	506 円	400 円	367 円
終 値	1,387 円	1,099 円	535 円	529 円	480 円	482 円

(注) 1. 各株価は、名古屋証券取引所（セントレックス）における株価を記載しております。  
2. 2020年5月の株価については、2020年5月28日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2020年5月28日
始 値	482 円
高 値	493 円
安 値	470 円
終 値	482 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	2018年10月31日
調 達 資 金 の 額	499,859,200 円
発 行 価 額	2,656 円
募集時における 発行済株式数	8,781,200 株
当該募集による 発行株式数	188,200 株
募集後における発行 済株式総数	8,969,400 株
割 当 先	CVI Investments, Inc.
発行時における 当初の資金用途	①子会社及び投資目的会社を通じた Palantir 社の株式取得及び諸費用 a. Palantir 社の株式の譲受（初期投資） b. Palantir 社の株式の譲受（追加投資） c. 投資目的会社の維持費用及び紹介手数料 ②情報セキュリティ分野での事業展開
発行時における 支出予定時期	①2018年10月～2019年4月 a. 2018年10月 b. 2018年10月～2019年4月 c. 2018年10月～2023年9月 ②2018年12月～2019年11月
現時点における 充 当 状 況	「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途 ①前々回第三者割当（2018年10月15日付開示）の資金用途と充当状況」に記載のとおりです。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

・第三者割当による第1回新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2018年11月9日
調 達 資 金 の 額	2,249,989,950円
転 換 価 額 及 び そ の 修 正 条 件	当初転換価額2,951円 上限転換価額は修正条件から実質的に2,951円となります。 下限転換価額は1,476円です。 第1回新株予約権付社債修正日において、第1回新株予約権付社債修正日価額が、当該第1回新株予約権付社債修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該第1回新株予約権付社債修正日以降、当該第1回新株予約権付社債修正日価額に修正されます。但し、第1回新株予約権付社債修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。
募集時における 発行済株式数	8,781,200株
割 当 先	CVI Investments, Inc.
当該募集による 潜在株式数	当初潜在株式数762,450株
現時点における 転 換 状 況	転換済株式数：0株 (残高2,249,989,950円、転換価額2,951円)
発行時における 当初の資金使途	①子会社及び投資目的会社を通じた Palantir 社の株式取得及び諸費用 a. Palantir 社の株式の譲受（初期投資） b. Palantir 社の株式の譲受（追加投資） c. 投資目的会社の維持費用及び紹介手数料 ②情報セキュリティ分野での事業展開
発行時における 支 出 予 定 時 期	①2018年10月～2019年4月 a. 2018年10月 b. 2018年10月～2019年4月 c. 2018年10月～2023年9月 ②2018年12月～2019年11月
現時点における 充 当 状 況	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途 ①前々回第三者割当（2018年10月15日付開示）の資金使途と充当状況」に記載のとおりです。
そ の 他	第1回新株予約権付社債に係る買取契約において、以下の内容が定められています。 (1)第1回新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。 ① 第1回新株予約権付社債に係る買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 前回第三者割当により割り当てる新株式、第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>(2) 各第1回新株予約権付社債修正日において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、第1回新株予約権付社債に係る社債のうち、同社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する同社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「第1回新株予約権付社債対象部分」といいます。）を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当先は、当該第1回新株予約権付社債修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降の第1回新株予約権付社債修正日に繰り延べることができる。なお、最終の第1回新株予約権付社債修正日である2021年11月9日において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が第1回新株予約権付社債に係る下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、かかる繰り延べられた第1回新株予約権付社債対象部分及び残存する第1回新株予約権付社債に係る社債の総額を、当社普通株式に転換するものとし、この場合において繰り延べは行われぬ。</p> <p>(3) 各第1回新株予約権付社債修正日において、修正後の転換価額が第1回新株予約権付社債に係る下限転換価額以下となる場合、当社は、第1回新株予約権付社債対象部分を、第1回新株予約権付社債に係る社債の金額100円につき108円で償還しなければならない。但し、割当先は、当該第1回新株予約権付社債修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の第1回新株予約権付社債修正日に繰り延べることができる。</p> <p>(4) 各第1回新株予約権付社債修正日において上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が第1回新株予約権付社債に係る下限転換価額を上回ることを条件として、当社は、割当先に対して10日前までに書面により通知することにより、当該第1回新株予約権付社債修正日において、第1回新株予約権付社債に係る社債のうち第1回新株予約権付社債対象部分を、第1回新株予約権付社債対象部分の額面金額を当該第1回新株予約権付社債修正日における転換価額で除して得られる数に、当該第1回新株予約権付社債修正日に先立つ10連続取引日において名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い額を乗じた額に相当する金額で償還することができる。この場合、当該第1回新株予約権付社債修正日において上記(2)の転換は行われぬ。</p>
--	--

(注) 第1回新株予約権付社債につきましては、2019年4月15日付で買入消却されております。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

・第三者割当による第15回新株予約権の発行

割 当 日	2018年10月31日
発行新株予約権数	4,000個
発行価額	1,886円(総額7,544,000円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,187,944,000円
割 当 先	CVI Investments, Inc.
募集時における 発行済株式数	8,781,200株
当該募集による 潜在株式数	400,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：0株 (残新株予約権数4,000個、行使価額2,936.3円) 行使価額は2018年11月9日付の調整後の価額です。
現時点における 調達資金の額	7,544,000円
発行時における 当初の資金使途	①子会社及び投資目的会社を通じた Palantir 社の株式取得及び諸費用 a. Palantir 社の株式の譲受(初期投資) b. Palantir 社の株式の譲受(追加投資) c. 投資目的会社の維持費用及び紹介手数料 ②情報セキュリティ分野での事業展開
現時点における 充当状況	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途 ①前々回第三者割当(2018年10月15日付開示)の資金使途と充当状況」に記載のとおりです。

(注) 第15回新株予約権につきましては、2019年4月15日付で買入消却されております。

・第三者割当による第2回新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2019年4月15日
調達資金の額	2,749,980,000円
転換価額及び その修正条件	当初転換価額1,712円 上限転換価額は修正条件から実質的に1,712円となります。 下限転換価額は856円です。 第2回新株予約権付社債修正日において、第2回新株予約権付社債修正日価額が、当該第2回新株予約権付社債修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該第2回新株予約権付社債修正日以降、当該第2回新株予約権付社債修正日価額に修正されます。但し、第2回新株予約権付社債修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。
募集時における 発行済株式数	8,981,100株
割 当 先	CVI Investments, Inc.
当該募集による 潜在株式数	当初潜在株式数1,606,296株

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

現時点における 転換状況	<p>転換済株式数：56,618株  (残高 2,658,314,000円、転換価額 856円)  転換価額は2020年4月15日付の調整後の価額です。</p>
発行時における 当初の資金使途	<p>①LastRoots社の第三者割当増資の引受資金  ②OKfinc Ltd.に関する費用（投資目的会社の維持費用及びOKfinc Ltd.の運転資金）  ③情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等  ④第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入資金</p>
発行時における 支出予定時期	<p>①2019年4月  ②2019年4月～2023年9月  ③2019年4月～2020年11月  ④2019年4月</p>
現時点における 充当状況	<p>「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途 ②前回リファイナンスの資金使途と充当状況」に記載のとおりです。</p>
その他	<p>第2回新株予約権付社債に係る買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1)第2回新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <p>① 第2回新株予約権付社債に係る買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること  ② 第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと  ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと  ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと  ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>(2)各第2回新株予約権付社債修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「その他」において同じ。））において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、第2回新株予約権付社債に係る社債のうち、同社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する同社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「第2回新株予約権付社債対象部分」といいます。）を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当先は、当該第2回新株予約権付社債修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降の第2回新株予約権付社債修正日に繰り延べることができる。なお、最終の第2回新株予約権付社債修正日である2022年4月15日において、上記（1）③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が第2回新株予約権付社債に係る下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、かかる繰り延べられた第2回新株予約権付社債対象部分及び残存する第2回新株予約権付社債に係る社債の総額を、当社普通株式に転換するものとする。</p> <p>(3)各第2回新株予約権付社債修正日において、修正後の転換価額</p>

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	<p>が第2回新株予約権付社債に係る下限転換価額以下となる場合、当社は、第2回新株予約権付社債対象部分を、第2回新株予約権付社債に係る社債の金額100円につき111円で償還しなければならない。但し、割当先は、当該第2回新株予約権付社債修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の第2回新株予約権付社債修正日に繰り延べるができる。</p> <p>(4)各第2回新株予約権付社債修正日において上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が第2回新株予約権付社債に係る下限転換価額を上回ることを条件として、当社は、割当先に対して10日前までに書面により通知することにより、当該第2回新株予約権付社債修正日において、第2回新株予約権付社債に係る社債のうち第2回新株予約権付社債対象部分を、第2回新株予約権付社債に係る社債の金額100円につき111円で償還することができる。この場合、当該第2回新株予約権付社債修正日において上記(2)の転換は行われない。但し、割当予定先は、当該第2回新株予約権付社債修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の第2回新株予約権付社債修正日に繰り延べることができる。</p> <p>(5)第2回新株予約権付社債の譲渡(但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs &amp; Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)には、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p>
--	---

(注) 第2回新株予約権付社債につきましては、2020年6月15日付で当社が買入消却する予定です。

・ 第三者割当による第16回新株予約権の発行

割 当 日	2019年4月15日
発行新株予約権数	4,000個
発行 価 額	1,362円(総額5,448,000円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	690,248,000円
割 当 先	CVI Investments, Inc.
募集時における 発行済株式数	8,981,100株
当該募集による 潜在株式数	400,000株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：0株 (残新株予約権数4,000個、行使価額856円) 行使価額は2020年4月15日付の調整後の価額です。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

現時点における 調達資金の額	0円
発行時における 当初の資金使途	①LastRoots 社の第三者割当増資の引受資金 ②OKfinc Ltd.に関する費用（投資目的会社の維持費用及びOKfinc Ltd.の運転資金） ③情報セキュリティ分野での事業展開に係る人件費等 ④第1回新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入資金
現時点における 充 当 状 況	「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途 ②前回リファイナンスの資金使途と充当状況」に記載のとおりです。

(注) 第16回新株予約権につきましては、2020年6月15日付で当社が買入れを行い、同月16日付で消却する予定です。

## 11. 発行要項

別紙1「株式会社オウケイウェイヴ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行要項」、別紙2「株式会社オウケイウェイヴ第19回新株予約権発行要項」及び別紙3「株式会社オウケイウェイヴ第20回新株予約権発行要項」をご覧ください。

以 上

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

別紙 1

株式会社オウケイウェイヴ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)  
発行要項

1. 社債の名称

株式会社オウケイウェイヴ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 2,658,313,980 円

3. 各社債の金額

金 75,951,828 円の 1 種

4. 各社債の払込金額及び本社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約の内容

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2020 年 6 月 15 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2020 年 6 月 15 日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、CVI Investments, Inc. に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2023 年 6 月 22 日にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
- (4) 当社が本項に従った支払いをする場合、利息制限法に定める制限の範囲内で行われるものとする。

## 12. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計35個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初434円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の規定に従って修正又は調整される。

- (ハ) 転換価額の修正

転換価額は、2020年8月3日を初回の修正日とし、その後2023年5月までの毎月1日及び2023年6月15日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ10連続取引日において株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が上限転換価額（2021年6月15日までは603円、2021年6月16日以降2022年6月15日までは723円、2022年6月16日以降は964円とし、下記(ニ)③、④及び⑨の規定を準用して調整される。以下同じ。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、241円（以下「下限転換価額」といい、下記(ニ)③、

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

④及び⑨の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

(二) 転換価額の調整

① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記②(ii)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記②(iii)に定義する取得価額等。また、下記②(iii)の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、下記②において調整後の転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額)に調整する。

② 新株発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を除く。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第19回新株予約権及び第20回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合  
調整後の転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。
- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合  
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (v) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記④に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新発行} \times \text{1株当たりの}}{\text{処分株式数}} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

転換価額                  転換価額                  株式数                  時価

- ④ 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ⑤ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記⑥に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金75,951,828円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑥(i) 「特別配当」とは、2023年6月15日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金75,951,828円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- ⑦ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ⑧(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(但し、上記④(iii)の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記④(i)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑨ 上記②、④及び⑤記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑩ 上記②、④及び⑥の規定にかかわらず、上記②、④又は⑥に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額、上限転換価額及び下限転換価額の調整を行う。
- ⑪ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

で通知する。但し、上記②(v)及び④(iii)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2020年6月16日から2023年6月15日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。

但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

(イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第18項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

### 13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社オウケイウェイヴ 経営管理本部

16. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

19. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

20. その他

その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 株式会社オウケイウェイヴ第 19 回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社オウケイウェイヴ第 19 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 申込期間

2020 年 6 月 15 日

### 3. 割当日

2020 年 6 月 15 日

### 4. 払込期日

2020 年 6 月 15 日

### 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割当てる。

### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

7. 本新株予約権の総数

10,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 333 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 3.33 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 434 円とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、2020 年 6 月 16 日を初回の修正日とし、その後毎週火曜日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ 10 連続取引日において取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が 241 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行} \cdot \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{処分株式数} & \text{払込金額} \\ & & & & \text{時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{既発行} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）

（但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第20回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第20回新株予約権を除く。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年6月16日から2021年3月15日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

#### 14. 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、取得日の 60 日前までに書面による通知（その他会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従うものとする。）をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 333 円とした。

#### 19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

#### 20. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 渋谷明治通支店

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 株式会社オウケイウェイヴ第 20 回新株予約権（第三者割当て） 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

株式会社オウケイウェイヴ第 20 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申 込 期 間

2020 年 6 月 15 日

3. 割 当 日

2020 年 6 月 15 日

4. 払 込 期 日

2020 年 6 月 15 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 800,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

7. 本新株予約権の総数

8,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 119 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1.19 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 482 円とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、2020 年 12 月 15 日、2021 年 6 月 15 日、2021 年 12 月 15 日、2022 年 6 月 15 日、2022 年 12 月 15 日、2023 年 6 月 15 日、2023 年 12 月 15 日及び 2024 年 6 月 17 日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ 20 連続取引日において株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 482 円（以下「上限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、241 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額）に調整する。

(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第19回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、2024年6月17日までの間に終了する事業年度内に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

② 特別配当による行使価額の調整は、当該事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 10 日以降これを適用する。

(7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(4)号③の場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトাসが用いられます。プロスペクトাসは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額、上限行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2020年6月16日から2024年6月17日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金119円とした。

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第19回新株予約権及び第20回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

18. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 渋谷明治通支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

22. その他

- (1) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による本新株予約権付社債並びに第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。